

# 神奈川県基地関係県市連絡協議会による 令和4年度基地問題に関する要望の実施結果について

県と基地に関係する8市（横浜市、相模原市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）で組織している神奈川県基地関係県市連絡協議会（会長：黒岩 祐治）は、令和3年8月11日（水）に、次のとおり要望を行いました。

## 1 要望先（要望当日時点）

内閣総理大臣	菅 義 偉	環境大臣	小 泉 進次郎
財務大臣	麻 生 太 郎	防衛大臣	岸 信 夫
総務大臣	武 田 良 太	防災担当大臣	棚 橋 泰 文
外務大臣	茂 木 敏 允	原子力規制庁長官	萩 野 徹
厚生労働大臣	田 村 憲 久	内閣官房副長官補	高 橋 憲 一

## 2 要望内容

### (1) 令和4年度基地問題に関する要望

#### 【重点要望項目】

- I 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進されたい。(P.3)
- II 厚木基地における航空機騒音を解消されたい。(P.5)
- III 米国原子力艦の事故による原子力災害対策を強化充実されたい。(P.8)
- IV 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。(P.11)
- V 住宅防音工事等、騒音対策の充実を図られたい。(P.16)
- VI 国による財政的措置及び各種支援策を充実されたい。(P.17)

## 3 要請結果

外務省及び防衛省からの回答

外務省（北米局日米地位協定室）

- 日米安保体制の目的達成という観点を踏まえつつ、個々の実情を踏まえた適切な対応を行っていくとともに、既に返還が合意されている施設・区域（根岸住宅地区及び池子住宅地区の横浜地域の飛び地部分）については、早期返還に向けて引き続き取り組んでいく。
- 平成30年3月に完了した空母艦載機の岩国飛行場への移駐に伴い、騒音は低減していると思うが、地元を与える影響が最低限となるよう、引き続き働きかけを継続していく。
- 恒常的な空母艦載機着陸訓練施設ができるまでは、引き続き、可能な限り硫黄島で全ての訓練を行うよう米側に求めていく。
- 原子力艦船の運用に当たっては、その安全性について万全を期すよう、引き続き米側に求め、関係自治体に対しては、適切な情報提供に努めていく。
- 日米地位協定について、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を積み上げることにより、同協定のあるべき姿を不断に追求していく。

防衛省（地方協力局）

- 引き続き在日米軍施設・区域の返還の実現に向けて努力する。また、跡地利用に係る地元自治

体の御要望を関係省庁にお伝えするなど、できる限り協力していく。

- 空母艦載機着陸訓練については、今後とも、硫黄島において実施されるよう環境を整えていく。恒久的な空母艦載機着陸訓練施設の確保は、我が国の安全保障上の重要な課題であると考えており、早期に恒久的な施設を整備できるよう取り組んでいる。情報提供について、今後とも適切に対応していく。
- 空母艦載機移駐後の厚木飛行場周辺における騒音については、相当程度低減していると認識しているが、今後とも、騒音状況の把握に努めるとともに、米側に対し、航空機騒音規制措置の遵守や年末年始、入学試験等地域の重要な行事に配慮するよう申入れを行うほか、住宅防音工事をはじめとする各種施策を通じて、周辺住民の方々への影響を可能な限り軽減できるよう、最大限努力していく。
- 日米地位協定については、事案に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応している。今後とも、目に見える取組を積み上げることにより、日米地位協定のあるべき姿を不断に追求していく。
- 航空機の運用に際しては、安全の確保が大前提であり、航空機による事故等は地域の方々に大きな不安を与えるものであり、あってはならないと認識している。米側に対しては、累次の機会に、点検・整備の確実な実施、安全管理の徹底等を申し入れているところであり、防衛省としては、引き続き、米軍機の運用に際しては、安全面に最大限配慮しつつ、地域の方々に与える影響を最小限にとどめるよう、求めている。
- 日米間では、新型コロナウイルス感染症に限らず、日米合同委員会合意の枠組みの下、在日米軍関係者に関する検疫及び感染症に係る情報共有が適切に行われていると認識しており、引き続き在日米軍と緊密に連携し、対応していく。
- 万一、米軍人等による事故等が発生した場合には、日米合同委員会合意に基づき、関係自治体に速やかにお知らせするとともに、米側から事故調査報告書が提供された際には、関係自治体にも提供する。
- 住宅防音工事の第一種区域の指定値を、現行の75Wから70Wに改めることについては、住宅防音工事の今後の在り方に関わる課題であり、全国の同工事の進捗状況等を踏まえれば、将来の検討課題と考えている。また、85W未満の区域の告示後住宅への防音工事についても、厳しい財政状況の中、引き続き検討していく。
- 防衛施設から生じる生活環境への影響などについては、環境整備法に基づく影響の緩和などの措置を適切に講じていきたいと考えており、各防衛施設の周辺地域における影響の実態や、どのような措置を講じるかなど、地元の意見・要望を聴きながら対応していく。
- 基地周辺対策経費の所要額の確保に向け、引き続き努力していく。